

(別紙2)電池の出し方

電池は使い切り、電極にセロハンテープを貼って絶縁処理をしてから出してください。

区分	種類	処分方法
乾電池(コイン型電池含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・筒形乾電池(アルカリ電池、マンガン電池) ・コイン型リチウムイオン電池(形式記号 CR 及び BR) 	<p>透明または半透明のビニール袋に入れて「蛍光管・電池」の日に指定のごみステーションに出す コイン型リチウムイオン電池も同様</p>
ボタン型電池	<ul style="list-style-type: none"> ・酸化銀電池(腕時計など) ・空気亜鉛電池(補聴器など) ・アルカリボタン電池(電子体温計など) 	<p>①、②のいずれかの方法で出す</p> <p>①乾電池同様に※¹、透明または半透明のビニール袋に入れて「蛍光管・電池」の日に指定のごみステーションに出す</p> <p>②ボタン型電池回収協力店※²の回収缶に出す</p>
小型充電式電池※ ⁴	<ul style="list-style-type: none"> ・リチウムイオン電池 ・ニッケル水素電池 ・ニカド電池 など 	<p>指定のごみステーションには出せない 電池周辺のプラスチック・コード部分を解体する必要なし</p> <p>①、②のいずれかの方法で出す</p> <p>①大山、名和、中山公民館の回収缶、名和クリーンセンターに出す</p> <p>②リサイクル協力店※³に設置された「小型充電式電池リサイクルBOX」に出す</p> <p>回収缶に小型充電式電池以外の電池を入れることはできない</p>

※¹町の収集に出す場合、乾電池、コイン型電池とボタン型電池を分別する必要はありません。ただし、ボタン型電池回収協力店の回収缶には、ボタン型電池しか出せません。

※²※³いずれも大山町内ではコメリハードアンドグリーン名和店が該当します。

※⁴ 小型充電式電池はリサイクルマークがある電池が対象です。



スリーアローマーク



○小型充電式電池の出し方(本体から取り外せる場合)

- ① 電化製品本体から小型充電式電池を取り外す。
→小型充電式電池周辺のプラスチック部分やコード部分(下記写真)を解体する必要はありません。
- ② 小型充電式電池の金属端子部分をセロハンテープ等で絶縁する。
- ③ 名和クリーンセンター、大山・名和・中山公民館の回収缶、もしくはリサイクル協力店に設置された「小型充電式電池リサイクルBOX」に持ち込む。

※小型充電式電池を取り外した小型家電機器本体は、「小型家電」もしくは「不燃ごみ」として出してください(パソコンは「小型家電」のみ)。

※スマートフォンなど小型充電式電池を取り外せない電池一体型は、そのまま「小型家電」として出してください。(不燃ごみとして出すと、火災の危険性があります)

小型充電式電池の例

